■ 事務職員のOHさんが退職に追い込まれた経緯

- ♦ ITOM教職員組合委員長が、OHさんを救済すべく執行委員会あげて動いた資料の一部
 - ※ 退職に追い込まれた事務職員OHさんは、樋口氏が名誉毀損で吉井を人権委員会に訴えた際、 FUSA人権委員長とともに調査委員を担当、名誉毀損に当らないと裁定した一人である。

※ OHさんが引越しされる前日にお電話すると、人権委員会で、「樋口氏が吉井を名誉毀損で

訴えたが、名誉毀損には当らない」としたことが原因のようであると話される。

※ FUSA委員長も、担当科目で圧力をかけられ、教職科目を担当した、と人間科学部の教員より聞く。

※ ITOM先生も、昇格人事で、審査委員長の樋口氏が12月に突然辞退し、流れることになった。

氏の処分に関わる経過と問題点について

2006 年 8 月 31 日 大阪経済大学教職員組合 執行委員会

1. 氏の採用までの経過について

氏は 2003 年 10 月に本学職員に仮採用となり、3 ヶ月の試用期間を経て 2004 年 1 月に正式採用となっています。

--- 略 ----

3. 本学での処分に至る経過について

氏は2006年6月12日に常務理事室に呼び出され、北村理事、高橋理事、佐々木総務部長から、セクハラで退職した高校教員が本学に勤務しているのではないかという学生の噂について質問され、突然のことで思わず否定しました。また、学生の噂が事実であれば、人権委員会の委員であることに問題があることや、履歴書の記載事項(賞罰欄がないこと)についての指摘がありました。

—— 略 ——

6月19日に人権委員の辞任届けを提出しました。また同日、北村理事に事情説明をしようとしましたが、そこに高橋理事を呼び「ここでは事情を聞くことはできない」と断られました。その後、6月26日に高橋理事から呼び出しを受け、そこに同席していた北村理事から「前職時の疑惑が事実かどうかは問題でない。懲戒を受けたということが事実であり、それのみが問題である。」と言われました。また、このことを他の教職員や理事に話したかどうかを確認されました。

6月28日に、6月27日の理事会の結果ということで、高橋理事より「退職願を提出しなければすぐに大学側が処分する。懲戒委員会も立ち上がった。」と言われ、3日後の7月1日までに意思を決定するように求められました。その際、すぐに年次休暇を使って休むこと、大学の誰にも相談してはならないこと等を指示され、 氏は孤立無援の状態に立たされました。仕方がなく、退職した元職員に相談したところ、懲戒処分を避けるためには退職願を提出するしかないということになりました。そこで退職願を作成して、元職員を経由して高橋理事に渡しました。

ところが、7月4日の学内理事会では、所属長をはじめ誰も押印していない退職願が資料とされ、結果的に退職を決定しています。翌日に高橋理事から電話で、氏に通知がありましたが、通常の自主退職手続きにはあり得ないことであると抗議すると、高橋理事は「理事会決定なので問題はない」と言いました。しかし7月5日、高橋理事は橋本部長に退職願を渡し、氏と話をするよう求めました。それに対して、橋本部長は本件に関する手続きに慎重さを欠くところがあると判断し、退職願に押印しませんでした。その後、氏は数名の教職員に相談した結果、やはり自主退職を勧められた事由に納得がいかないこと、手続きが不明瞭なことを理由として退職願の撤回を7月10日に理事会に申し入れまし

- 5. この処分に対する問題点
 - (1)今回の件は、本学の就業規則において懲戒免職の事由には当たらない。また、本学の 懲戒規程には罪刑法定主義※の原則からして致命的な欠陥があり、この規程を以って懲 戒処分をすることはできない。
 - ※いかなる行為が犯罪となるか、それにいかなる刑罰が科せられるかは既定の法律によってのみ定められるとする 考え方で、近代自由主義刑法の基本原則である。
 - (2)採用から現在までの 氏の勤務に対する評価を考慮していない。
 - (3)責任ある理事の数名が「自分は責任者ではない」と発言しており、責任の所在が不明なまま処分が決定されている。
 - (4)初期の段階で確認程度に事情を聞いただけであり、本人に対して公式の事情聴取も行われておらず、弁明の機会も与えられていない。
 - (5)高橋理事によれば「調査委員会」や「懲戒検討委員会」が設けられたようだが、メンバーや内容・調査結果も不明瞭で極めて公平性に欠けている。
 - (6) 氏に対し、孤立無縁な状況に追い込む、数日間で退職の選択を迫る、処分決定日までに学内に処分の公示をする、等の精神的苦痛を与えている。
 - (7) 個人の人生に関わる重要な問題にも関わらず、自由と融和と協働を標榜する大学において、人道的配慮がなされていない。



★ 高橋理事の関連情報

東大阪の樟蔭東学園の高橋努理事長は、 山林を担保に4億3000万円を借り入れ、 それが国や県にばれ「あくまでも現金回収」を 命じられていたにも拘わらず物件回収で 終わらせ、学校側に莫大な損害を与えた、 という事件に関与しているとして、逮捕されている。 (毎日新聞2013年03月06日大阪夕刊)